政　令

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十九号

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十戸」を「五戸」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正）

2　東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項を削り、同条第二項中「特定集団移転促進事業」を「法第五十三条第一項に規定する特定集団移転促進事業」に改め、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令」の下に「（昭和四十七年政令第四百三十二号）」を加え、同項を同条とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　赤羽　一嘉

計量法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十号

計量法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号ロを次のように改める。

ロ　自動はかり	
(1)　ホッパースケール	
ひょう量が二十キログラム以下のもの	十万六千六百円
ひょう量が百キログラム以下のもの	十一万三千八百円
ひょう量が五百キログラム以下のもの	十三万二千九百円
ひょう量が一トンを超えるもの	十四万千七百円
ひょう量が一トン以下のもの	十七万五千六百円
(2)　充塡用自動はかり	
最大充塡量（充塡用自動はかりを用いて一の容器又は包装に充塡される最大質量をいう。以下(2)及び別表第四第二号ロ(2)において同じ。）が一キログラム以下のもの	八万千六百円
最大充塡量が十キログラム以下のもの	十万千四百円
最大充塡量が二十五キログラム以下のもの	十二万七千八百円
最大充塡量が百キログラム以下のもの	十六万七千七百円
最大充塡量が百キログラムを超えるもの	十六万七千七百円にその超える量が百キログラムまでを増すごとに六万百円を加えた額
(3)　コンベヤスケール	
ベルトの長さが二十メートル以下のものであって、ベルトの速度が単速度のもの	十八万八千二百円
ベルトの長さが二十メートル以下のものであって、ベルトの速度が多速度又は可変速度のもの	二十三万千九百円
ベルトの長さが五十メートル以下のものであって、ベルトの速度が単速度のもの	二十四万二千九百円
ベルトの長さが五十メートル以下のものであって、ベルトの速度が多速度又は可変速度のもの	三十三万四百円
ベルトの長さが五十メートルを超えるものであって、ベルトの速度が単速度のもの	二十四万二千九百円にその超える長さが五十メートルまでを増すごとに五万四千六百円を加えた額
ベルトの長さが五十メートルを超えるものであって、ベルトの速度が多速度又は可変速度のもの	三十三万四百円にその超える長さが五十メートルまでを増すごとに七万六千五百円を加えた額
(4)　自動捕捉式はかり	
(i)　自動重量選別機	
ひょう量が六百グラム以下のもの	五万六千七百円
ひょう量が五キログラム以下のもの	六万七百円
ひょう量が二十キログラム以下のもの	六万四千百円
ひょう量が百キログラム以下のもの	八万六千二百円
ひょう量が百キログラムを超えるもの	八万七千八百円
(ii)　(i)に掲げるもの以外のもの	
ひょう量が六百グラム以下のもの	四万四千円
ひょう量が五キログラム以下のもの	四万八千円
ひょう量が二十キログラム以下のもの	五万千四百円
ひょう量が百キログラム以下のもの	七万三千六百円
ひょう量が百キログラムを超えるもの	七万五千二百円